

柔道整復師(整骨院・接骨院)の 施術にかかる療養費について

柔道整復師の施術を受けた場合、「療養費支給申請書」に領収書を添付し、提出することにより、組合から療養費としてその一部が支払われます。なお、療養費の対象となる施術は範囲が限られています(下記参照)。

支払いにおいて調査が必要な場合には、組合より負傷原因や施術内容について照会する場合がありますので、速やかにご回答いただきますようお願いいたします。



柔道整復師にかかる 場合の注意事項

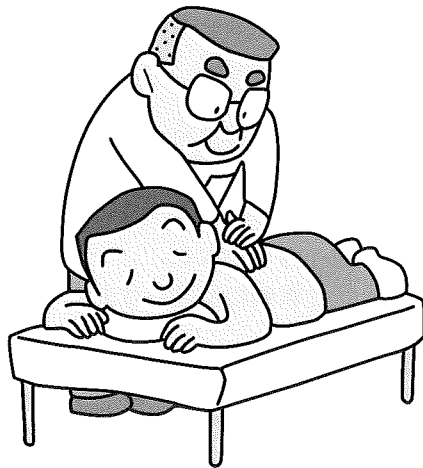
支給される療養費の受領を委任する場合は、柔道整復師が被保険者に代わって療養費を請求し支払いを受けるため、委任欄には傷病名、日数、金額をよく確認し記入してください。

療養費の対象となる施術

- ① 急性などの外傷性の打撲、捻挫、挫傷(肉離れなど)
*ただし、出血を伴う外傷性は除く
- ② 骨折、脱臼
*応急手当をする場合を除き、医師の同意書が必要

療養費の対象とならない施術

- ① 日常生活からくる肩こりや筋肉疲労
- ② 内科的原因による、椎間板ヘルニア、神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎など
- ③ スポーツによる肉体的疲労や筋肉痛



Q & A

Q 現在、病院で神経痛の治療を受けています。痛みがとれないため整骨院の施術を受けたのですが、この場合、療養費の対象となりますか？

A 保険医療機関で治療中の同じ場合、該当しないため療養費の対象にはなりません。

Q マラソン大会に出場後、ひどい筋肉痛で痛みがとれません。整骨院等で施術を受けたいのですが、療養費の対象になりますか？

A 捻挫、挫傷であれば対象になります。スポーツ疲労での筋肉痛は療養費の対象にはなりません。

Q 野球で骨折をして、近くの整骨院で応急手当を受けました。その後も施術を受けたのですが、療養費の対象になりますか？

A 医師の同意があれば、応急手当後の施術も療養費の対象となります。

Q 仕事中に転んで捻挫をし、整骨院で施術を受けました。この場合療養費の対象になりますか？

A 労災保険の適用となる業務に起因するケガは、療養費の対象となります。